当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AE_{29} ＝ 0.0271

AE_{30} ＝ 0.02724

$AE_{令元}$ ＝ 0.02713

$AE_{令2}$ ＝ 0.02147

$AE_{令3}$ ＝ 0.02174

$AE_{令4}$ ＝ 0.00345

$AE_{令5}$ ＝ 0.00475

$AE_{令6}$ ＝ 0.00719

AF_{29}　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業及び立地適正化事業に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AG_{29} ＝ 0.0162

AH_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AI_{30} ＝ 0.01634

$AI_{令元}$ ＝ 0.01628

$AI_{令2}$ ＝ 0.01288

$AI_{令3}$ ＝ 0.01304

$AI_{令4}$ ＝ 0.00207

$AI_{令5}$ ＝ 0.00285

$AI_{令6}$ ＝ 0.00431

α　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるとき

当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AE_{29} ＝ 0.0271

AE_{30} ＝ 0.02729

$AE_{令元}$ ＝ 0.02136

$AE_{令2}$ ＝ 0.02151

$AE_{令3}$ ＝ 0.00144

$AE_{令4}$ ＝ 0.00345

$AE_{令5}$ ＝ 0.00475

AF_{29}　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業及び立地適正化事業に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AG_{29} ＝ 0.0163

AH_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AI_{30} ＝ 0.01637

$AI_{令元}$ ＝ 0.01282

$AI_{令2}$ ＝ 0.01291

$AI_{令3}$ ＝ 0.00086

$AI_{令4}$ ＝ 0.00207

$AI_{令5}$ ＝ 0.00285

α　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるとき